

無症状者の場合



★検体採取日から7日間を経過した場合には、8日目に解除可能

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
検体 採取日	療 養							療養解除 登校可能

★加えて5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除可能とする。

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
検体 採取日	療 養				検査キット で陰性	療養解除 登校可能		



※医療用抗原定性検査キットを使用すること。

※自身での検査が不可能なため、

家庭での乳幼児への鼻腔ぬぐいタイプの抗原定性検査キットの使用は勧められておりません。

★当初は無症状であったが、療養中に症状が出てきた場合は、症状が出た日を発症日とし、「有症状者の場合」の基準にそって療養する。

0日	1日	2日	3日	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
検体 採取日	無症状			発症日								療養解除 登校可能

※保健所が療養解除の連絡を行っている場合は、保健所の指示に従ってください。